

墨田区消防団運営委員会（第2回）次第

令和元年8月2日（金）

午前10時00分～午前11時30分

墨田区役所（7階）庁議室

開 会

1 委員長あいさつ

2 審 議

(1) 墨田区消防団運営委員会の答申（案）について 資料1

(2) 審議日程表（案） 資料2

3 その他

閉 会

墨田区消防団運営委員会（第2回）

令和元年8月2日（金）

午前10時00分～午前11時30分

墨田区役所（7階）庁議室

墨田区消防団運営委員会答申（案）

1 趣旨

近年、地震や台風等様々な災害により日本各地で甚大な被害が発生しており、ここ東京においても首都直下地震の発生が危惧されている。

このような状況下において、地域防災の要である消防団は、その組織力を強化するにあたり、喫緊の課題となっていることの1つに、定員に対する充足率が年々低下してきていることが挙げられる。その要因としては、団員の高齢化や定年による退団者が増加していることに加え、入団希望者が思うように増加していないことが考えられる。

そこで、一定条件の下、新たに機能別団員を導入して入団者を増加・定着させることができれば、大規模災害時の対応等に消防団の組織力を大いに発揮することが期待できる。

加えて、現有の団員（以下「基本団員」という。）が消防署隊と連携して個々の活動能力を向上させることにより、更なる組織力の強化に繋がることも期待できる。

このことから、特別区消防団の組織力を強化するための方策について答申するものである。

2 答申内容

(1) 機能別団員を受け入れるための検討について

機能別団員は、消防団員確保のため、全国的に導入を推進しているところである。

墨田区内の本所・向島消防団では受け入れが進んでいない状況であるが、両団が各種機能別団員を受け入れる際の条件、メリットとデメリットを踏まえた有効性は次のとおりである。

ア 応急救護指導団員

(ア) 対象者

応急手当指導員、応急手当普及員等の資格取得者、医療従事者

(イ) 役割・任務

応急救護訓練指導に特化した活動

(ウ) 位置づけ

団本部配置

(エ) 処遇

年額報酬はなく、活動時の費用弁償のみとする。

階級は団員とし、表彰については、災害活動以外は、対象外とする。

(オ) 応急救護指導団員として受け入れるメリット

a 応急救護指導時の基本団員の負担軽減が図られるとともに、応急救護指導の要請が増大した際にも対応できる能力が拡大する。

b 団員になる希望があるが、基本団員としての活動に抵抗がある場合に、基本団員と共に行動をすることにより、消防団の組織及び活動内容を理解することになり、基本団員となるための足がかりとなり得る。

(カ) 応急救護指導団員として受け入れるデメリット

a 応急救護指導のみに特化した機能別団員は、消防団員としてでなくても指導は可能である。

b 処遇面において、基本団員と同一では、基本団員から不満の声があがるのが容易に考えられる。

【結論】 応急救護指導団員は活用次第で有効である。

イ 防火防災訓練指導団員

(ア) 対象者

防災士、町会・自治会防災担当者、墨田区役所防災課職員

(イ) 役割・任務

防火防災訓練指導に特化した活動

(ウ) 位置づけ

団本部配置

(エ) 処遇

年額報酬はなく、活動時の費用弁償のみとする。

階級は団員とし、表彰については、災害活動以外は、対象外とする。

(オ) 防火防災訓練指導団員として受け入れるメリット

a 防火防災訓練時の基本団員の負担軽減が図られるとともに、防火防災訓練指導の要請が重複した際にも対応できる能力が拡大する。

b 団員になる希望があるが、基本団員としての活動に抵抗がある場合に、基本団員と共に行動をすることにより、消防団の組織及び活動内容を理解することになり、基本団員となるための足がかりとなり得る。

(カ) 防火防災訓練指導団員として受け入れるデメリット

a 防火防災訓練指導は、すでに対象者がそれぞれの立場で実施しており、必ずしも消防団員としての立場での訓練指導に固執する理由がない。

b 処遇面において、基本団員と同一では、基本団員から不満の声があがるのが容易に考えられる。

【結論】 防火防災訓練指導団員は活用次第で有効である。

ウ 震災時情報収集団員

(ア) 対象者

民生委員・児童委員、ケアマネージャー、消防団OB

(イ) 役割・任務

- 震災時に地域の高齢者情報等を把握し、情報収集に特化した活動
- (ウ) 位置づけ
団本部配置
 - (エ) 処遇
年額報酬はなく、活動時の費用弁償のみとする。
階級は団員とし、表彰については、災害活動以外は、対象外とする。
 - (オ) 震災時情報収集団員として受け入れるメリット
 - a 民生委員・児童委員、ケアマネージャーは、墨田区内に多数在籍、登録していることから、各現場で活動している団員に必要な情報を早期に提供することができる。
 - b 消防団OBが在団時の貴重な経験や知識を生かして、地域における逃げ遅れ情報や活動危険情報等を収集し災害活動に反映させる。
 - (カ) 震災時情報収集団員として受け入れるデメリット
発災地周辺は危険性も高く、震災時の情報収集には活動困難が予想されるため、民生委員・児童委員、ケアマネージャーが震災時等の災害現場に足を踏み入れることにより本人が受傷してしまう危険性がある。

【結論】 震災時情報収集団員は活用次第で有効である。

エ 予防広報団員

- (ア) 対象者
防火女性の会の会員、学生
- (イ) 役割・任務
火災予防や消防団員募集の広報に特化した活動
- (ウ) 位置づけ
団本部配置
- (エ) 処遇
年額報酬はなく、活動時の費用弁償のみとする。
階級は団員とし、表彰については、災害活動以外は対象外とする。
- (オ) 予防広報団員として受け入れるメリット
 - a 時間的な制約が少なく複数の方の活動が見込まれる。
 - b 団員になる希望があるが、基本団員としての活動に抵抗がある場合に、基本団員と共に行動をすることにより、消防団の組織及び活動内容を理解することになり、基本団員となるための足がかりとなり得る。
 - c 三大大行事などの広報活動や募集活動、春秋の火災予防運動での広報活動を担う事で、基本団員の負担軽減が期待できる。
- (カ) 予防広報団員として受け入れるデメリット
 - a 広報で使用する車両や機関員(消防車の運行)を確保する必要があり、当該団員のみでの活動は困難であるため、基本団員の負担軽減はそれほ

ど見込めない。

- b 防火女性の会との役割が競合している部分がある。
- c 募集広報を行う際に、基本団員の思い、苦勞、やりがい等が理解しきれていないので、相手に伝わりにくい。
- d 処遇面において、基本団員と同一では、基本団員から不満の声があがることが容易に考えられる。

【結論】 予防広報団員は活用次第で有効である。

オ 大規模災害団員

(ア) 対象者

消防団OB、東京消防庁OB

(イ) 役割・任務

大規模災害時に、基本団員の支援活動や知識・経験及び資格等を活かした災害活動を行う。

(ウ) 位置づけ

団本部配置

(エ) 処遇

年額報酬はなく、活動時の費用弁償のみとする。

階級は団員とし、表彰については、災害活動以外は対象外とする。

(オ) 大規模災害団員として受け入れるメリット

a 東京消防庁OBで、救急救命士や救急技術の資格を有する者は、応急救護や傷病者のトリアージに専念した活動を行うなど、多数発生することが予想される傷病者に対する対応が期待できる。

b 特に向島消防団管内の京島2, 3丁目、墨田2～5丁目、立花2丁目、東向島1, 4, 5, 6丁目、八広1～4丁目等木造密集地域においては、延焼、倒壊危険も高く、より多くのマンパワーが必須であり、当該団員の活用が必要であると考ええる。

また、東京消防庁OBには、機関員（消防車の運行）の資格者が多数おり、可搬ポンプ積載車の運行や可搬ポンプの活用に大きな戦力となる。

(カ) 大規模災害団員として受け入れるデメリット

a 知識・経験等を維持するため、年間2回以上の実動訓練を実施しなければならない。

b 団本部付とする場合、団本部員の事務的な業務負担が増大することが考えられる。

【結論】 大規模災害団員は有効である。

(2) 消防団と消防署隊との連携方策について

消防団と消防署隊は、共に手と手を取り合い、一致団結して各種災害から地域住民の安全・安心を守っていく責務がある。

その為には、災害現場のみならず、訓練、各行事及び地域での活動等を通してより一層連携を図り、団員個々の活動能力を向上させ、組織力の強化に繋げることが肝要である。

ア 消防署隊の方面訓練に消防団が参加する連携方策

消防署では、定期的に方面訓練場に出向し、様々な消防隊が災害対応のための訓練を行っている。

この方面訓練を見学することにより、署隊が出場するところから、災害現場での活動状況等を一連のものとして捉えることができ、署隊が補完して実施して欲しい活動や、消防団が独自で行うことのできる活動のイメージを膨らませるとともに、実際に訓練を実施した際には、イメージした活動を定着させることができる。

消防団が見学することや共に訓練をすることにより、災害時の活動内容を学習し、消防団の活動能力の向上に繋げることを目的とする。

イ 消防団主体の訓練等に消防署隊が参加する連携方策

消防団では、震災時の遠距離送水訓練や水防訓練、消防操法訓練等の様々な訓練を実施しているが、現状では、署隊主導による訓練も多く、消防団が本当に実施したい訓練がなされているのか疑問がある。そこで、消防団主体の訓練に署隊が参加し協力する必要もあると考えられる。

基本的なホース延長訓練だけでなく、消防団が災害現場に先着した際の活動要領や地域特性を踏まえた総合訓練等も実施するなど、消防団の災害対応能力の向上を図ることを目的とする。

ウ 消防団員が消防署に待機し指揮活動を体験学習する連携方策

消防団長から推薦を受けた、将来の指揮者候補となる消防団員が消防署で待機し、災害現場に署隊とともに出場し、署隊の指揮活動等を体験学習する。

災害の推移や危険要因の把握、安全管理要領等を体験学習することにより、消防団としての指揮能力や活動能力の向上を図ることを目的とする。

3 まとめ

機能別団員を受け入れるための検討については、一つ大きな課題が明確となった。それは、如何に基本団員の理解を得られるかということである。年額報酬や退職報償金、補職や表彰基準、給貸与品についてしっかりと検討し、改めるところは改め、整備をしていかなければ、基本団員と機能別団員の間で軋轢や対立が生まれることとなり、組織の弱体化にも繋がりがねない。

また、機能別団員が未活動団員になる温床になり得ることや現有の基本団員が機能別団員へ移籍してしまうなどの危険性も考慮しなければならない。

その一方で、効果的に機能別団員が受け入れられた場合は、基本団員の負担軽減や人材の確保、災害対応能力の向上、組織力の強化が見込まれることになる。

もう一つの検討事項である消防団と消防署隊との連携方策は、すぐに効果が現れるもの、時間や手間がかかる割には効果が現れにくいものなど様々であるが、実施すればそれだけ組織力の強化に繋がるのは確かなことである。

今回の答申により、基本団員と機能別団員がお互いを尊重し補完し合い、地域の防災リーダーである消防団として活躍すること。そして、消防団が消防署隊とともに一致団結して、地域の安全・安心を守り続けられることが重要である。

審議日程表(案)

開催回等	審議内容等
第1回 平成31年3月15日(金)	1 前回の答申内容の概要説明 2 今回の諮問及び趣旨の説明 3 審議方針の検討 4 今後の審議予定
第2回 令和元年8月2日(金)	1 答申書(案)骨子の説明 2 答申書(案)骨子内容の検討
文書審議 令和元年10月中	1 答申書(案)の検討(文書郵便または配送) 2 各委員の意見等の取りまとめ(文書化)
第3回 令和2年2月中(調整中)	1 答申書(案)の最終審議 2 答申書の決定